

防大総第596号
平成20年4月30日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛監察の実施に資する情報の提供について（通達）

改正 平成20年7月25日防大総第1005号

平成21年3月31日防大総第542号

平成22年6月14日防大総第821号

標記について、防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号。以下「訓令」という。）第11条に規定する防衛監察の実施に資する情報の提供を行うため、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙「防衛監察の実施に資する情報の提供について」

別紙

防衛監察の実施に資する情報の提供について

1 情報の範囲

訓令第11条に規定する機関等の職員の職務執行における予算執行上の問題点、法令違反行為等の防衛監察の実施に資する情報は、公務上及び私行上の法令等の違反行為（違反するおそれがあると認められる場合を含む。）のうち防衛省の任務遂行又は国政若しくは国民生活（以下「防衛省の任務遂行等」という。）に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係るものであり、かつ、防衛監察監が法令遵守の観点から防衛監察計画の策定に当たって把握しておく必要があるものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防衛省の任務遂行等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係る情報
 - ア 秘密保全事故
 - イ 収賄、業務上横領及び調達経理事務に関する違反
 - ウ 個人情報に関する事故
 - エ 武器・火薬類の亡失等事故
 - オ 部内情報（秘密以外）の流出又は漏えい事故
- (2) 防衛省の任務遂行等に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係る情報
 - ア 公務上の非行
 - (ア) 試験官等である職員による試験に関する不正行為
 - (イ) 集団離隊事故
 - イ 私行上の非行
 - (ア) 私企業への関与制限等の違反
 - (イ) 政治的行為の制限等の違反
 - (ウ) 自衛隊員倫理法等違反
 - (エ) 酒酔い及び酒気帯び運転
 - (オ) 薬物使用等
 - (カ) 無断海外渡航
 - (キ) セクシュアル・ハラスメント

- (3) 防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）に基づく公益通報に係る情報（公益通報者に係る情報を除く。）
- (4) 「公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制等について」（経施第7927号。20. 6. 27）（以下「談合情報対応マニュアル」という。）に基づく入札談合に関する情報
- (5) その他防衛監察本部が必要と認める事案に係る情報

2 情報の通知要領

(1) 通知事項

前項に掲げる情報の通知は、「防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について」（官文第3087号。18. 3. 29）第7又は談合情報対応マニュアルの規定によるほか、次に掲げるところにより付紙様式にて行うものとする。ただし、当該様式に代えて、既存の要領等に基づき大臣等に報告を行った書面等によることができる。

ア 事案の件名

イ 事案の発生の日時

ウ 事案の発生の場所

エ 事案に関係する者の所属・官職・階級又は級・年齢

オ 事案の概要

カ 事案の発生の原因及び背景

キ その他参考となる事項

(2) 通知時期

前項に掲げる情報を得た場合、各課長（総合情報図書館事務長を含む。）は速やかに総務課長（総務課企画室長気付）に通知する。

なお、通知の時点で明らかでない事項がある場合は、その旨を記述の上、その段階の情報を通知することとし、明らかとなった時点で再度通知するものとする。

また、疑義がある場合は、その都度総務課企画室に照会するものとする。

付紙様式

記入後「注意」

防衛監察の実施に関する訓令第11条に規定する防衛監察の実施に
資する情報に係る通知書

課等名： _____

事案の件名	
事案の発生の 日時	
事案の発生の 場所	
事案に係る 者の所属・ 官職・階級又 は級・年齢	
事案の概要	
事案の発生の 原因及び背景	
その他参考と なる事項	